

平成20年4月25日

国土交通省総合政策局  
建設市場整備課／建設産業振興室  
(財)建設業振興基金

## 平成20年度「建設業の新分野進出・経営革新／建設技能者確保・育成モデル構築支援事業」募集要項

本要項は、(財)建設業振興基金が国土交通省からの委託事業として、「建設業の新分野進出・経営革新／建設技能者確保・育成モデル構築支援事業」を実施するに当たり、下記のとおり、公募を行うにあたっての詳細を定めるものです。

記

### 1. 事業の趣旨

建設業は、国内総生産・全就業者数の約1割を占める基幹産業であり、立ち遅れている社会資本整備の担い手であるだけでなく、多くの就業機会を提供するなど、地域の経済・社会の発展に欠かすことのできない役割を担っています。

しかしながら、建設投資の急速な減少により、特に公共工事への依存度が高い地域の建設業者は、厳しい経営環境に直面しています。また、建設業の生産性は全産業平均の約7割程度(2005年)にとどまっており、なかでも全業者の99%を占める地域の中小・中堅建設業の生産性の向上が不可欠となっています。

さらに、建設業の年齢構成をみると、50歳以上が約4割(特に、55歳以上が約3割)を占め、高齢化が急速に進展していますが、このような中、建設産業における技能者の確保・育成を図っていくことは重要な課題となっています。

本事業は、地域の建設業者が行う生産性向上に資する経営革新の取組や、各種事業者が行う建設技能者の確保・育成に資する取組のうち、一定の要件を満たすものに焦点を当て、こうした取組の定着に向けたモデルケースと認められる事業を対象に公募を実施して先導的な事例を発掘し、当該事業を推進、広く

普及・啓発を図ることにより、建設業の新分野進出等の取組の促進や、建設技能者の確保・育成の促進を図るものです。

## 2. 新分野進出・経営革新モデル

### (1) 概要

人口の減少、少子高齢化の急速な進展、経済のグローバル化の進展による国際競争の激化など、我が国を取り巻く社会経済環境は急速に変化しています。とりわけ地方圏においては、地域経済を支える労働力不足や財政上の制約による行政サービスの低下、基幹産業の衰退、自然災害における被害の拡大等が懸念されるところです。

こうした中、地域の建設業は、専門的な技術者、技能者、建設機材等に加えて、本業を通じて長年培った技術やノウハウを持ち、地域の実情を熟知していることから、これまでも、災害時における応急対策・復旧対策において中核的な存在として活動し、地域に貢献してきましたが、さらに、地域に密着したコミュニティ産業として、公共施設の維持管理等の地域行政におけるニーズ、担い手不足が深刻化している農林業、過疎地域における公共交通・福祉等のサービス等の新たな担い手として、地域社会における新たな役割が期待されています。

また、建設業における労働生産性を向上させるため、主たる活動領域である施工分野から、川上（設計・企画）や川下（維持管理分野）等への進出、IT等の活用による本業の強化、合併・統合等による経営合理化などの取組も求められています。

本事業では、こうした事業に取り組む事業者について、特にその事業化に当たっての課題解決に向けた取組に焦点を当て、「新規性」、「地域性」、「実現の確実性」、「取組に至るプロセス」などを総合的に評価し、地域の建設業による経営革新のモデルケースと認められる事業を対象に公募を実施し、優れたモデルの発掘を行います。

### (2) 事業の対象

本事業における募集対象事業は、以下のいずれかの分野に該当するものであって、「事業着手段階」または「事業実施段階」にあるものに限ります（ただし、事業着手前であっても、事業計画を有しており、事業に着手することが明確な場合を含みます。）。

なお、応募する際に、取り組む事業がいずれの分野に該当するかを「申請書」において示して頂く必要があります。

## 【対象となる分野】

- ①農林業、環境、福祉、観光等の、従来の建設業とは異なる分野への進出
- ②従来事業の中心としての施工分野から、川上分野（設計・企画等）・川下分野（維持管理等）への進出
- ③現場管理、資材管理、受発注、施工等の分野におけるITの活用
- ④資材の共同購入システムの構築等、事業の効率化に向けた取組
- ⑤企業間連携、合併（M&A）、持株会社化等による経営合理化（特に間接部門の合理化）、円滑な事業の承継

### （３）事業者の条件

公募対象となる事業者は、地域に経営基盤を置く中小・中堅建設業者及び専門工事業者（複数の建設業者からなる企業連携グループや建設事業者団体も可）とします。

なお、企業連携グループの中に他の産業分野に属する事業者がいる場合も対象とします（建設業者がグループ内で主たる役割を担っていることを条件とします）。

### （４）審査方法と審査の観点

有識者等からなる審査委員会を設置し、書類審査等を経て、モデル事業を決定します（審査の都合上、必要に応じてヒアリングへの対応や追加資料の作成をご依頼することがあります）。審査結果については、結果の如何に関わらず申請者に書面で通知します。

#### <審査の観点>

審査に当たっては、以下の諸点を重視して総合的に評価します。

- ・ アイディア、工夫に富むなど新規性があること。
- ・ 生産性の向上や業務の効率化などのプラスの効果が見込まれる事業であること。
- ・ 地域の経済・社会の活性化に資すると期待できる事業であること。
- ・ 取組に至るまでのプロセスにおいて、企業努力が見られること。
- ・ 他の事業者への応用性が高く、波及効果が見込める事業であること。
- ・ 事業者の経営状態が事業の実施に影響を与えるものではなく、専門家を活用するなど計画を確実に実行できる体制が整備されている事業であること。
- ・ 実施スケジュールが明示されており、モデル事業終了後も自助努力により

継続的に行われる見込みがある事業であること。

- ・内容の情報公開・活用等について了解している事業であること。
- ・事業内容が法令、公序良俗に違反するものではないこと。

#### (5) 事業実施に当たっての目標設定について

本事業は調査委託事業であり、支援の対象となった事業者に対し、事業の実施内容とその評価・分析、問題点と講じた解決策の内容等についての調査を委託するものです。事業者から提出される調査結果報告を踏まえ、広く地域の建設業者の経営基盤の強化に向けた取組の参考となる事項をとりまとめ、広く普及・啓発を図ることとします。

このため、本モデル事業の申請に当たっては、様式中の所定欄に、事業実施に係る具体的目標を設定して頂きます。目標の項目としては、大きく区分して、①経営状況の改善、②雇用の維持・確保、③地域活性化の3項目とし、それぞれについて可能な限りで具体的かつ定量的な目標を設定してください。

なお、設定された目標については、事業終了後に自己評価をして頂くとともに、得られたデータは、国土交通省において、今後の施策の検討に活用させていただきます。

### **3. 建設技能者確保・育成モデル**

#### (1) 概要

建設業の年齢構成をみると、50歳以上が約4割（特に、55歳以上が約3割）を占め、高齢化が急速に進展していますが、このような中、建設産業における技能者の確保・育成を図っていくことは重要な課題となっています。

本事業は、技能の習得に関し複数の建設事業者又は建設産業団体と他の産業団体の連携等による取組をはじめとする、建設技能者の確保・育成につながる取組で、その内容が新規性、総合性、効果実現の確実性など一定の要件を満たし、他の建設業者や団体にとって参考となる取組を対象に公募を実施し、こうした取組の定着に向けたモデルケースと認められる先駆的・先導的な事例の発掘を行います。

#### (2) 事業の対象

本事業における募集対象事業は、以下に例示するような事業であって、「事業着手段階」または「事業実施段階」にあるものに限ります（ただし、事業着手前であっても、事業計画を有しており、事業に着手することが明

確な場合を含みます。)。

### 【事業の例示】

#### ①総合工事業者と専門工事業者とが連携して技能者の確保・育成を図るモデル的取組

- ・元請が施工現場を提供することや、元請の現場所長や技術者が講師をするような実践的な技能者育成の取組

#### ②女性等新たな担い手の育成・活用等を図るモデル的取組

#### ③その他、建設技能者の確保・育成を図る取組であって、他の建設業者や団体への応用性が高い取組

- ・建設業団体等が建設業に関係する教育・訓練機関等と連携し、技能者の確保・育成を図る取組

### (2) 事業者の条件

公募対象となる事業者は、複数の建設業者からなる企業連携グループ、建設事業者団体等とします。

また、他の産業分野に属する事業者・機関・団体等がいる場合も対象とします。

### (3) 審査方法と審査の観点

審査委員会を設置し、書類審査、事業者へのヒアリング審査を経て、モデル事業を決定します（審査の都合上、ヒアリング審査後に追加資料の作成をご依頼することがあります）。審査結果については、結果の如何に関わらず申請者に書面で通知します。

#### <審査の観点>

審査に当たっては、以下の諸点を重視して総合的に評価します。

- ・ アイディア・工夫に富むなど新規性があり、建設技能者の確保・育成の取組を促進するモデルとなることが期待できる事業であること。
- ・ 建設技能労働者が不足傾向となっている職種や技能の消失危機が高い職種に関する取組であって、その解消に資する事業であること。
- ・ 当該事業者にとって、事業効果が高いものであること。
- ・ 他の事業者への応用性が高く、波及効果が見込める事業であること。
- ・ 若年者や技能労働者の確保・育成に資する事業であること。

- ・ 当該モデル事業を行うことにより、建設技能者の確保・育成に関する社会的仕組みの構築に資する事業であること。
- ・ 事業者の経営状態が事業の実施に影響を与えるものではなく、専門家を活用するなど計画を確実に実行できる体制が整備されている事業であること。
- ・ 実施スケジュールが明示されており、モデル事業終了後も自助努力により継続的に行われる見込みがある事業であること。
- ・ 内容の情報公開・活用等について了解している事業であること。

#### **4. 支援の内容、事業の対象等について 【以下、両モデル事業に共通】**

##### (1) 支援の内容

本事業は、選定された事業に係る調査・計画策定費や外部の専門家等のアドバイザーを活用した場合の諸謝金など、関連経費の一部を初年度のみ負担するものです。支援の金額は1件当たり概ね2～4百万円程度とし、具体的な金額については、事業計画と支援要望額の内容を精査の上、予算の範囲内において決定します。

##### (2) 契約形態等

契約形態については、(財)建設業振興基金と事業者による受委託契約となり、支援の対象となるのは、事業実施委託契約の契約期間内に支出が発生するもののみとなります。支援の対象となる経費についての詳細につきましては、別紙をご参照ください。

本事業の実施に係る経費は事業者側で立替払いをし、それを証明する経理書類を提出し確認された後に、(財)建設業振興基金から事業者に当該金額が支払われることとなります(事業開始前に金員を交付するものではないことにご注意願います)。

##### (3) 事業実施期間

事業実施委託契約日～平成21年2月末

(この時期に発生した経費が支援の対象となります)

##### (4) 選定事業者説明会について

日時：平成20年7月30日(水)(予定)

場所：東京都内(予定)

※事業者を対象に、事業実施にあたっての全体の流れや留意事項、契約手続きなどについて説明会を開催します。

(5) 現地視察・ヒアリングの実施

平成20年9月から平成21年1月頃にかけて、事業者を現地訪問し、事業の進捗状況などについてヒアリング・視察等を行います。

(6) 報告書の作成・提出

選定事業者は、事業の実施内容とその評価・分析、問題点と講じた解決策の内容等を取りまとめた報告書を平成21年2月末(予定)までに提出して頂きます。

(7) モデル事業報告会(展示会)の開催

日時：平成21年3月中～下旬(予定)

場所：東京都内(予定)

※事業者による発表(プレゼンテーション)や展示(開発品、試作品、販促パンフレット等の展示)を行います。

## 5. 応募手続き

(1) 応募書類の提出方法

定められた応募書類を(財)建設業振興基金に正本1部・副本5部を郵送で提出してください(公募締切日必着)。封書表には、朱書きで「新分野進出・経営革新モデル事業申請書 在中」あるいは「建設技能者確保・育成モデル構築事業申請書 在中」と明記してください。持参される場合は、同基金宛に予めご連絡ください。

なお、提出された応募書類の内容等に不明な点がある場合には、担当職員が問合せをする場合があります。

提出された応募書類は本事業の選定に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却いたしませんのでご留意ください。

【応募書類の提出先】

(財)建設業振興基金 構造改善センター

〒105-0001

東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館6階

※所定の様式は、国土交通省ホームページまたは、(財)建設業振興基金ホームページ(ヨイケンセットドットコム)にて入手可能です。

- (2) 公募期間  
平成20年4月25日(金)～平成20年6月13日(金)  
〔当日必着〕
- (3) 選定結果発表の予定日  
平成20年7月中旬～下旬頃を予定。
- (4) 採択予定件数  
新分野等進出 : 約100件程度(予定)  
(昨年度採択件数: 98件)  
建設技能者確保 : 約5件程度(予定)  
(昨年度技能継承採択件数: 5件)

## **6. その他(留意点等)**

本事業に選定された場合の留意点については、選定決定後に改めて説明いたしますが、予め以下の諸点にご留意ください。

(1) 事業内容等の変更時の取扱い

本事業の契約期間内において、事業の実施内容に当初の申請時の計画と比べて大幅な変更が生じた場合には、経費の全部又は一部について、本事業の実施に係る経費として認められないことがあること。

(2) モデル事業者の責務

事業実施に係る経費を証明する証憑書類を、契約期間終了後5年間保管すること。

(3) 契約期間終了後のフォローアップ

本事業の評価・検証のため、契約期間終了後も必要に応じてフォローアップ(事業の実施状況等についての問い合わせ、アンケート等)をさせていただきますので、それに対して回答・報告して頂くこと。

(別添「申請書」において記入して頂いた目標値について、その達成度合い等を確認させていただきます。)

## **7. 本件に関する問合せ先**

(財) 建設業振興基金 構造改善センター モデル事業 係  
電話 : 03-5473-4572



担当：(新分野進出・経営革新モデル) 長谷川、由井、喜多  
 (建設技能者確保・育成モデル) 南塚、柳田、鮫島

《各地方整備局等の所管地域》

連絡先	担当課	住所	電話	所管地域
北海道開発局	事業振興部 建設産業課	〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎	011-709-2311	北海道
東北地方整備局	建政部 建設産業課	〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15	022-225-2171	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関東地方整備局	建政部 建設産業第一課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-601-3151	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・長野
北陸地方整備局	建政部 建設産業課	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	025-370-6571	新潟・富山・石川
中部地方整備局	建政部 建設産業課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-953-8572	岐阜・静岡・愛知・三重
近畿地方整備局	建政部 建設産業課	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	06-6942-1141	福井・滋賀・京都・奈良・大阪・和歌山
中国地方整備局	建政部 建設産業課	〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15	082-221-9231	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国地方整備局	建政部 建設産業課	〒760-8554 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-851-8061	徳島・香川・愛媛・高知
九州地方整備局	建政部 建設産業課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	092-471-6331	福岡・佐賀・長門・熊本・大分・鹿児島
沖縄総合事務局	開発建設部 建設産業・地方整備課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0031	沖縄

以 上